

Ipso facto clause に関する事例分析

八木仁志*

1 結論

(1) 事例(1)

Cは、Bが不渡りに陥った後、Bの回生手続（日本法では、会社更生手続開始又は民事再生手続開始）の申立ての前までに船舶造船契約を解除することができる。

(2) 事例(2)

Cは、Bの回生手続（会社更生手続開始又は民事再生手続開始）の申立て後、回生手続（会社更生手続開始又は民事再生手続開始）の開始決定の前までに船舶建造契約を解除することはできない。

(3) 事例(3)

Cは、Bの回生手続（会社更生手続開始又は民事再生手続開始）の開始決定後船舶建造契約を解除することはできない。

以下、理解の便宜のために、事例(2)及び(3)をまず検討し、最後に事例(1)を検討する。

* Senior Associate, Matsuo & Kosugi Law Firm, Japan

2 事例分析（事例（2）及び（3）について）

回生手続（注：民事再生手続開始又は会社更生手続開始）の申立てがあった場合に（（1）の事例）、もしくは申立てにより民事再生手続開始決定又は更生手続開始決定があった場合（（2）の事例）に債権者が契約上の規定（本事例では「一方当事者に対し、清算、破産、回生手続（注：民事再生手続又は会社更生手続）、管財人選任の申立てや支給停止またはこれと同様の状況が発生した場合、相手方は直ちに船舶建造契約を解約することができる」との規定）（以下「解除特約」という。））に基づき契約解除できるかどうかは、解除特約が民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立て若しくは申立後開始決定に至った場合に契約内容どおりにその効力が認められるかどうかに関わる。

なお、日本では、申立後開始決定前までの間に解除特約に基づき解除する場合、開始決定後に解除特約に基づき解除する場合とで特に解除特約の効力について区別を設ける議論はなされていないと思われるので、事例（2）、事例（3）についてまとめて検討する。

（1）解除特約の効力の検討の視点

倒産手続の申立ないし開始決定があった場合に債権者が解除特約に基づき解除できるかについては、以下の視点で検討されている。

すなわち、倒産手続の趣旨や目的が事業の維持、継続にあるとすると、民事再生や会社更生の再建型では解約特約の効力は否定され、破産などの清算型では、解除特約の効力を認めることになる。一方、後記のとおり、倒産債務者に解除するか、履行を求めるかの選択権が与えられていることを重視すれば、倒産債務者の選択権を奪うこ

とになる解除特約の効力は否定される方向性で検討される。さらに、解除特約の効力を認めてしまうと、倒産債務者の財産として債権者の共通の担保となるべき財産が解除権者に帰属することになってしまい不公平であることを重視すると、担保権者も手続きに組み込まれる会社更生法はもちろん、民事再生手続でも解除特約の効力は否定される方向で検討されることになる。

（２）再生債務者又は会社更生手続における更生管財人の契約解除権、履行選択権

上記検討の視点のとおり、民事再生手続開始又は会社更生手続開始に至った場合に、再生債務者又は更生管財人が船舶建造契約を解除し又はその履行を選択できることを重視し、債権者に解除権を行使させると債務者や更生管財人の権利を奪うことになるとして解除特約の効力を否定する議論がある。再生債務者又は更生管財人の契約解除権、履行選択権の具体的内容は以下のとおりである。

すなわち、民事再生手続開始時又は会社更生手続開始時において、双方未履行の双務契約に該当する場合には、再生債務者もしくはその更生管財人には、その契約を解除するか、あるいは再生債務者が負担する債務を履行して債権者の負担する債務の履行を請求するか
の選択権が与えられている（民事再生法 49 条 1 項、会社更生法 61 条 1 項）（注 1）。この制度の趣旨については、当事者双方が未履行の状態にある場合、債務者の債権は行使が制限されないのに、相手方の債権については再生債権ないし更生債権とされるのは対価関係のある双務契約の性質に照らし相当ではないこと、倒産手続開始

前の双務契約の効力を維持するかどうかについて債務者に判断させるのが妥当であるためとされている（通説）。

請負人について民事再生手続ないし会社更生手続が開始された場合にも、請負契約の目的である仕事が更生債務者又は再生債務者以外の者において完成することのできない性質のものであるという特段の事情のない限り、上記一般原則が適用されるとされている（注2）。

特段の事情がない限り、本件造船契約に基づくBの債務も代替性のある債務といえること、本件では船舶の引渡も代金支払いのいずれも未了であるから、本件造船契約は双方未履行の双務契約に該当するといえる。

そして、更生債務者又は再生債務者が解除権を行使した場合の解除の効力については、既履行部分の給付を受けることは注文者にとって利益があるのが通常であるので、既履行部分の全部又は一部について給付を受けることが注文者にとって利益がないという特段の事情がない限り、既履行部分については契約を解除することができず、未履行部分について契約を解除することができると考えられている（注3）。

したがって、請負契約が解除された場合には、すでにした仕事の結果は注文者（債権者）に帰属し、再生債務者等がそれに相当する報酬請求権を行使することになる。前払金が出来高に基づく報酬額を上回るときは、注文者（債権者）のほうが差額を共益債権（更生債権、再生債権より優先的に弁済を受けることができる）として権

利行使することになる（民事再生法49条5項、破産法54条2項）（注4）。

本件では、Cは、2010年12月までに1億ドルのうち8000万ドルをBに支払っており、Bは開始決定後に船舶建造を再開すれば、引渡期限を遵守できるということであるから、Bとしては本件船舶契約を解除せずに、未履行部分の履行を選択した上で船舶を完成し、残代金の支払いをCに求めることになると思われる。

（3）解除特約の効力について判断した判例

①最高裁1982年3月30日第三小法廷判決

債務者につき、「その振り出した手形の不渡り又は会社更生の申立の原因となるべき事実が発生したときは、債権者は催告を経ることなく売買契約を解除できる。」という特約に基づき会社更生手続きの申立てがあり、申立て後手続開始決定前に解除した事案。

「買主たる株式会社に更生手続開始の申立の原因となるべき事実が生じたことを売買契約解除の事由とする旨の特約は、債権者、株主その他の利害関係人の利害を調整しつつ窮境にある株式会社の事業の維持更生を図ろうとする会社更生手続の趣旨・目的を害するものであるから、その効力を肯認しえないものといわなければならない。」

②最高裁2008年12月16日第三小法廷判決

リース契約のユーザーにつき民事再生手続き開始の申立があったことから、このような申立があったときは、リース業者は催告をしないで契約を解除することができる旨の特約によりリース契約の解

除を主張して、リース物件の返還やリース料相当額の損害金の支払いを求めた事案（本件は手続開始決定後に解除）。なお、本件リース契約は、リース業者がリース期間中にリース物件の取得費、金利及びその他の経費などを全額回収できるようにリース料の総額が算定されている、いわゆるフルペイアウト方式のファイナンス・リース契約である。

「民事再生手続は、経済的に窮境にある債務者について、その財産を一体として維持し、全債権者の多数の同意を得るなどして定められた再生計画に基づき、債務者と全債権者との間の民事上の権利関係を調整し、債務者の事業又は経済生活の再生を図るものであり（民事再生法1条参照）、担保の目的物も民事再生手続の対象となる責任財産に含まれる。ファイナンス・リース契約におけるリース物件は、リース料が支払われない場合には、リース業者においてリース契約を解除してリース物件の返還を求め、その交換価値によって未払いリース料や規定損害金の弁済を受けるという担保としての意義を有するものであるが、同契約において、民事再生手続開始の申立があったことを解除事由とする特約による解除を認めることは、このような担保としての意義を有するにとどまるリース物件を、一債権者と債務者との間の事前の合意により、民事再生手続開始前に債務者の責任財産から逸失させ、民事再生手続の中で債務者の事業等におけるリース物件の必要性に応じた対応をする機会を失わせることを認めることにはかならないから、民事再生手続の趣旨、目的に反することは明らかというべきである。」

(4) 本件の検討

2008年の最高裁判例が、債権者と債務者との間の事前の合意によりリース物件を債務者の責任財産から逸出させ、倒産手続の中で債務者の事業等におけるリース物件の必要性に応じた対応をする機会を失わせることになることに着目して解除特約の効力を判断していることからすれば、少なくとも上記判決の射程は、リース契約のユーザーについて法的倒産手続（破産、特別清算、民事再生、会社更生）開始の申立てがあったことを理由とする解除特約の効力について、広く妥当するものと思われる。

本件は、リース契約ではなく、船舶建造契約の事案であり、上記最高裁判決の射程が及ぶかは不明瞭である。但し、Cからの解除権の行使を認めると、仕掛中の船舶のBの造船事業全体に占める位置づけ等に基づき、当該プロジェクト自体の必要性（履行して利益を確保するか、解除して赤字プロジェクトから撤退するか等）を債務者として判断する機会（結局のところは、債務者としての解除権又は履行選択権の行使）を失わせることになる。こういった機会を債務者に与えることを民事再生手続ないし会社更生手続の趣旨・目的と理解すれば、Cからの解除権の行使を認めるべきではないという結論になるのではないかと思われる。

一方で、2008年の最高裁判決の射程は、リース契約に関する事案であり、債権者による解除によりリース物件が引き上げられてしまうと事業継続に不可欠な資産を失うことになり、債務者自身の事業継続すらままならなくなるという事態を防止するものと狭く理解すれば、債務者が受注した造船契約の目的となる船舶については、

このような債務者の事業継続の必要性とは直接結び付くものではないとして、解除特約は有効とする考え方もありうると思われる。

なお、Bは既に支払停止を経過した上で申立に至っていることから、後記2のとおり事例（1）において倒産手続開始の申立前であれば解除特約に基づき解除権の行使を認めるとすると、本件では、Bの申立て前に、解除特約に基づき手形不渡りによる約定解除権が発生しており、倒産手続開始の申立て後においてもなお解除権の行使は制限されるべきではないとする考え方もありうる。しかしながら、支払停止も倒産手続の開始の申立ても倒産手続きに関して必ず生じる事実を原因とするものであることから、手形不渡りの事実が発生したことを理由に、倒産手続開始の申立て後に解除特約に基づく解除権の行使を認めるべきではないものと思われる（注5）。

ちなみに、本事例とは離れるが、仮に、Bが倒産手続開始申立て前に履行遅滞に陥り、申立て前に履行遅滞に基づく解除権が発生している場合であれば、BのCに対する解除権の行使は認めてよいと思われる（注6）。

3. 事例分析（事例（1）について）

（1）CはBが不渡りに陥った後、回生手続（日本法では、会社更生手続開始又は民事再生手続開始）の申立ての前までに船舶建造契約を解約することができるか。

<結論>

Cは、Bが不渡りに陥った後、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立ての前までであれば、本件船舶造船契約を解除することができる。

<検討>

本件では、「一方当事者に対し、精算、破産、回生手続、管財人選任の申立や支給停止（注；いわゆる「支払停止」と理解する）またはこれと同様の状況が発生した場合、相手方は直ちに船舶造船契約を解約することができる。」と定められているので、手形不渡りの事実が文言上解除原因に含まれるかの問題となる。

本契約で、支払停止が何を指すものとして合意されたのかを最終的には検討する必要があるものの、一般に、支払停止とは、支払不能であることを明示的または黙示的に外部に表明する債務者の主観的な態度をいうとされている。そして、支払停止とは、一般的かつ継続的な弁済の停止をいうと解され、特定の債権や一部の債権者に対して弁済を拒絶しているだけでは支払不能にはあたらないとされる。支払停止の例として、弁済を停止する旨の通知を債権者に送付することや、銀行取引停止処分的前提となる手形不渡りを生じさせること（1回目の手形不渡りの発生が支払停止にあたるか否かについては議論がある。）、夜逃げなどが挙げられる。支払停止はそれ自体が破産手続開始原因となるものではないが支払不能を推定させる事実とされている。

本件では、手形不渡りの事実は、支払停止そのものに該当するか、少なくともそれに準ずる事由に該当するということができると思われる。

そうすると約定解除権の発生が認められるから、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立ての前までであれば、本件船舶造船契約を催告無くして解除することできると思われる。

なお、大阪地裁 1989 年 1 月 28 日付け判決は、倒産手続とは無関係の事案で賃貸借契約の事案であるが、賃借人の支払停止（手形不渡り（1 回目））を無催告解除事由とする特約の効力を有効であると判断している。

以上

（注 1）双方未履行の双務未履行の双務契約に該当することが肯定されたとしても、双方未履行双務契約の解除権の行使が常に許容されるわけではなく、例外的に解除権の行使が制限される場合がある（最判 2000 年 2 月 29 日民集 54 巻 2 号 553 頁）。破産の例であるが、「破産宣告当時双務契約の当事者双方に未履行の債務が存在していても、契約を解除することによって相手方に著しく不公平な状況が生じるような場合には、破産管財人は同項に基づく解除権を行使することができないというべきである。この場合において、相手方に著しく不公平な状況が生じるかどうかは、解除によって契約当事者双方が原状回復等としてすべきことになる給付内容が均衡しているかどうか、破産法 60 条（現 54 条/注；債権者の損害賠償請求（破産債権）や破産者の受けた反対給付の返還（財団債権—優先弁済の権利））等の規定により相手方の不利益がどの程度回復されるか、破産者の側の未履行債務が双務契約において本質的・中核的なものかそれとも付随的なものにすぎないのかなどの諸般の事情を総合的に考慮して決すべきである。」とする例がある。

(注2) 倒産・事業再編の法律相談(青林書院)287頁

(注3) 最判1981年2月17日判決判タ438号91頁は、「建物その他土地の工作物の工事請負契約につき、工事全体が未完成の間に注文者が請負人の債務不履行を理由に右契約を解除する場合において、工事内容が可分であり、しかも当事者が既施工部分の給付に関し利益を有するときは、特段の事情が無い限り、既施工部分については契約を解除することができず、ただ未施工部分について契約の一部解除をすることができるにすぎないものと解するのが相当である。」)としている。

(注4) 債権者の保護手段として、債権者の地位を不安定なものとしないうために、債権者は再生債務者ないし更生管財人に対して、相当の期間を定め、その期間内に契約の解除をするか、又は債務の履行を請求するかを確答すべき旨を催告することができ、相手方の催告権の行使に対して再生債務者ないし更生管財人が相当期間内に確答をしなければ、解除権を放棄したものとみなされる(民事再生法49条2項、会社更生法61条2項)。

(注5) 伊藤眞「破産法・民事再生法(第2版)274頁

(注6) 福永有利「倒産法研究」152頁

以上。